



龍ヶ崎市から転出される方へ 手続き一覧

▶…龍ヶ崎市の手続き ▶…転出先市区町村の手続き

新しい住所地に **住み始めてから14日以内** に「転出証明書」をお持ちのうえ、転入手続きをしてください。

- マイナンバーカードをお持ちの方は**転出届の特例(※)**となり「転出証明書」は発行されません。転入地では「マイナンバーカード」と「暗証番号(数字4桁)」が必要になります。
- 正当な理由無く手続きを怠った場合、**5万円以下の過料**に処せられる場合があります。(住民基本台帳法53条)
- 転入手続きには運転免許証などの本人確認書類が必要になります。また印鑑等が必要となる場合もありますので、詳しくは転出先へお問い合わせください。

※転出届の特例

「マイナンバーカード」をお持ちの方が利用できる、住民基本台帳ネットワークを利用した転出手続きです。転入先でもカードを継続して利用することができます。転出者の中に一人でもカードをお持ちの方がいる場合は転出届の特例となり、転出先へ「転出証明書情報」が送信されるため「転出証明書」は発行されません。ただし、住み始めてから14日、または転出予定日から30日を経過してしまった場合、転入手続きとカードの継続利用はできなくなります。転出証明書を再取得し、転入手続きをしてください。

継続利用時に暗証番号が必要です



こんなときには

- 転出を取りやめるとき…龍ヶ崎市で発行した「転出証明書」をお持ちのうえ、転出取り消し手続きをしてください。
- 転出証明書中の転出予定先住所に変更があった場合…「転出証明書」をそのまま使用して差し支えありません。転入時に正しい住所をお書きください。転出届の特例に該当する方は再度転出手続きが必要になります。
- 転出を届け出たあとに、龍ヶ崎市の「住民票」または「印鑑登録証明書」が必要になった場合…「転出証明書」をお持ちのうえ窓口で申請してください。ただし、証明書の発行は異動予定日の前日までです。「印鑑登録証明書」の発行には、印鑑登録証のカードが必要となります。

印鑑登録中の方

- ▶転出(予定)日をもって自動的に廃止になります。印鑑登録証のカードについてはご返却いただくか、ご自身で破棄してください
- ▶新住所地
改めて登録手続きが必要です。転出先へお問い合わせください。

市民窓口課

国民健康保険に加入されている方

- ▶国民健康保険被保険者証等をご返却ください。国民健康保険税を精算していただく場合があります。
- ▶新住所地
改めて加入手続きを行ってください。転出先へお問い合わせください。

保険年金課

後期高齢者医療被保険者の方

- ▶負担区分等証明書を発行しますので窓口へお申し出ください。
- ▶新住所地
負担区分等証明書、印鑑をご持参のうえお手続きください。

保険年金課

国民年金 加入者 受給者の方

- ▶海外へ転出される場合は窓口へお申し出ください。
- ▶新住所地…加入者の方は年金手帳または基礎年金番号通知書、マイナンバーカードまたは通知カードをご持参のうえお手続きください。受給者の方は新住所地の市区町村窓口で住所変更届が必要かどうか確認してください。

保険年金課

マル福(医療費助成)を受給されている方

- ▶マル福受給者証をご返却ください。茨城県内に転出される方には、交付状況証明書を発行します。
- ▶新住所地
茨城県内に転出される方は、健康保険証等ご持参のうえお手続きください。茨城県外へ転出される方は転出先へお問い合わせください。

保険年金課

児童手当を受給している方

- ▶児童手当を受けている方は窓口へお申し出ください。
- ▶新住所地…転出先へお問い合わせください。

※公務員の方は勤務先にご申請ください

こども家庭センター

児童扶養手当を受けている方(支給停止者を含む)

- ▶窓口へお申し出ください。
- ▶新住所地…転出先へお問い合わせください。

こども家庭センター

養育医療の給付を受けている方(申請中含む)

- ▶窓口へお申し出ください。
- ▶新住所地…転出先へお問い合わせください。

保険年金課

妊婦 就学前の子どもがいる世帯の方

- ▶龍ヶ崎市でのお手続きはありません。
- ▶新住所地…本市の「妊婦健診受診票」及び「予防接種予診票」は使えません。転出先へお問い合わせください。
妊婦健診受診票に関する…
予防接種予診票に関する…

こども家庭センター

医療対策課

小中学校に在学する 児童 生徒 がいる世帯の方

- ▶学校で「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。転出後も市内の学校に通う場合は、窓口へお申し出ください。
- ▶新住所地
在学証明書と教科用図書給与証明書を各持参のうえ、転出先の教育委員会で転入学手続きをしてください。

各学校(教育総務課)

要介護 要支援の認定を受けている方(申請中の方) 特別養護老人ホーム等へ入所するために転出する方

- ▶受給資格証明書の交付を受けてください。
- ▶市内の特別養護老人ホーム等から転出される方、市外の同施設へ転出される方は窓口へお申し出ください。
- ▶新住所地…転出先へお問い合わせください。

介護保険課

公共下水道・浄化槽等を使用していた世帯の方

- ▶変更届 中止届 が必要です。茨城県南水道企業団 業務課 (TEL0297-66-5132)へご連絡ください。
- ▶井戸水、農業集落排水、浄化槽をご使用の方は、窓口へお申し出ください。

下水道課

軽自動車税 について

- ▶125cc以下のバイクをお持ちの方は、窓口へお申し出ください。
- ▶新住所地…転出先へお問い合わせください。

税務課

特別児童扶養手当 在宅心身障がい児福祉手当

特別障害者手当 障害児福祉手当

経過的福祉手当 心身障害者扶養共済年金

- ▶上記の手当て等を受けている方は、窓口へお申し出ください。

障がい福祉課

お問い合わせ

◎龍ヶ崎市役所

TEL0297-64-1111(代表)
龍ヶ崎市3710番地

○東部出張所

TEL0297-60-0022
龍ヶ崎市中里2丁目1番地

○市民窓口ステーション(ツナギアサナ内) 10:00-19:00

TEL0297-66-0650
龍ヶ崎市小柴5丁目1番地2

毎日開庁中
年末年始・ツナギアサナ休館日・
ツナギアサナ等臨時日を除く



<http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp>



ryugasaki.city



@ryugasaki_city



※こども家庭センター・保育課・医療対策課は市役所横の保健福祉棟です。